

八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領

制定 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を導入する者に対し、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要領において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に、次の各号に掲げる未使用の補助対象設備を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 電気自動車
- (6) V2H充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、次のとおりとする。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

- (2) 窓の断熱改修をする住宅は，次の各項を満たすこと。
- ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
 - イ 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
- (3) 電気自動車を購入する者が居住する住宅は，次の各項を満たすこと。
- ア 実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され，発電した電気を電気自動車に給電できること。なお，接続する住宅用太陽光発電設備は，新設・既設を問わない。
 - イ 実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - ウ 別表3において，住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは，実績報告の日までにV2H充放電設備が設置されていること。なお，V2H充放電設備は，新設・既設を問わない。
- (4) V2H充放電設備を設置する住宅は，実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され，かつ，電気自動車（電池によって駆動する電動機のみを原動機とし，内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で，自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。ただし，自動車検査証の用途が「乗用」，自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。）が導入されていること。なお，接続する住宅用太陽光発電設備は，新設・既設を問わない。また，電気自動車は，新規導入・導入済みを問わない。
- (5) 窓の断熱改修及び電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅は，次の各項のいずれかに該当すること。
- ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。
 - イ 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために市内に新築する住宅。
 - ウ 補助事業を実施する者自らの居住の用の供するために取得する，住宅

を販売する事業者等により未使用の補助対象設備が予め設置された市内に所在する住宅。

(補助対象者)

第4条 補助金は、補助事業を実施する者に対して交付するものとする。ただし、この補助金の申請を行う前に補助対象設備の工事に着手した者又は建売住宅の引渡しを受けた者には、補助金を交付しないものとし、かつ、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 市内に住所を有すること（実績報告の日までに住民登録をする場合を含む）。
- (2) 補助対象設備の設置費等を負担し、当該設備を所有すること（電気自動車にあつては、所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む）。
- (3) 補助対象設備を導入する住宅において、申請者以外に所有者がいる場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。
- (4) 電気自動車を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領又は八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づく補助を受けていないこと。
- (5) 電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者が八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付実施要領に基づき電気自動車の補助を受けていないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表2に示すものとし、補助金の額は別表3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は電気自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回（

集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

4 補助金は電気自動車にあつては、電気自動車を導入する住宅において、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の交付申請書は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式)とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要(第1号様式 別紙)
- (2) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し
- (3) 補助対象設備を導入する住宅の所有が確認できる書類(ただし、特別な理由により添付できない場合はこの限りではない。)
- (4) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を設置する住宅の建築工事が完了していることを確認できる書類
- (5) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し
- (6) 補助対象設備の設置位置が確認できる図面の写し(窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車を除く。)
- (7) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真(電気自動車を除く。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5) 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知を受けた日に係る年度の2月28日（同日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに補助事業が完了すること。

(6) 規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書を提出する日までに、補助対象設備を導入した住宅に居住し、かつ、本市に住民登録の届出を済ませていること。

（決定通知）

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（事業変更承認申請書等）

第9条 第7条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（実績報告書等）

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書（第5号様式）とする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助対象設備の概要（第5号様式 別紙）

(2) 補助対象設備の設置費等の支払いを確認できる領収書等の写し

(3) 補助対象設備の設置状況を確認できる写真（電気自動車にあっては、保管場所において撮影した写真）

(4) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（電気自動車を除く。）

(5) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象

設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置されていることを確認できる書類の写し

(6) 補助対象設備が電気自動車の場合は、以下の書類

ア 電気自動車を購入する者が居住する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できることを確認できる書類の写し

イ 自動車検査証の写し

ウ 別表3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備が設置されていることを確認できる書類の写し

エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し

(7) 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車が導入されていることを確認できる書類の写し

(8) 住民票の写し

(9) その他市長が必要と認める書類

（確定通知）

第11条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定通知は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第15条の交付請求書は、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（第7号様式）とする。

（財産の管理）

第13条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書（第8号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を勘案して、家庭用燃料電池システム（エネファーム）においては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、窓の断熱改修においては10年、太陽熱利用システムにおいては15年、電気自動車においては4年、V2H充放電設備においては8年とする。

3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書（第9号様式）により通知するものとする。

4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金の額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

(協力の義務)

第15条 この要領に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用太陽光発電設備設置費補助金交付実施要領及び八千代市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付実施要領は、平成25年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成26年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成27年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成28年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成29年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、平成30年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は、令和元年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は，令和 2 年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

この要領は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付実施要領は，令和 3 年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

別表 1 (第 2 条) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
<p>家庭用燃料電池システム (エネファーム)</p>	<p>燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p>
<p>定置用 リチウムイオン蓄電システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、以下の要件を満たすもの。</p> <p>(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。</p>

<p>窓の断熱改修</p>	<p>既存住宅に設置されている窓を，断熱性能が高い窓へ改修するにあたり，国が令和元年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として，一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて，1居室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※ 居室とは，居住，作業，娯楽などの目的のために継続的に使用する，壁，ドア，障子，襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン，ロールスクリーン等）は，居室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング，ダイニング，寝室，子ども部屋等 補助対象外：キッチン，階段，踊り場，納戸，廊下，玄関，トイレ，浴室，屋内ガレージ等</p> <p>※ 例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁，ドア，障子，襖等で仕切られておらず一体の場合は，キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め，1居室と判断しますので，リビングの窓だけではなく，それらも含め断熱改修が必要となります。</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで，動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち，一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし，集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。</p>

<p>電気自動車</p>	<p>電池によって駆動する電動機のみを原動機とし，内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）で，自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち，以下の要件を満たすもの。ただし，自動車検査証の用途が「乗用」，自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり，新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が，市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が，補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において，一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
<p>V2H充放電設備</p>	<p>電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち，国が令和3年度以降に実施する補助事業において，一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p>

別表 2 (第 5 条) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	設備本体(燃料電池ユニット, 貯湯ユニット等)及び付属品(給湯器, リモコン等)の購入費, 工事費(据付・配線・配管工事等)
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体(蓄電池部, 電力変換装置, 蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置, キュービクル等)の購入費, 工事費(据付・配線工事等)
窓の断熱改修	<p>設備本体(ガラス, 窓)及び高断熱窓の設置と不可分の工事費(窓・ガラスの取付け費, 内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠等の費用, 仮設足場費, 既存設備の解体撤去費等)</p> <p>※ 網戸, 雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。</p>
太陽熱利用システム	設備本体(集熱器, 蓄熱槽等), 架台, その他の付属機器(集熱配管, リモコン等)の購入費, 工事費(据付・配線・配管工事等)
電気自動車	電気自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費

別表 3 (第 5 条) 補助金の額

設備の種類	補助金の額※
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり 10万円
	停電時自立運転機能なし 5万円
定置用リチウムイオン 蓄電システム	7万円
窓の断熱改修	補助対象経費×1/4 (上限8万円)
太陽熱利用システム	5万円
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を 併設する場合 15万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)

※ 補助対象経費が補助金の額に満たない場合にはその額とし、補助金の額に
1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。